

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例(平成20年つくばみらい市条例第9号)の一部を次のように改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(つくばみらい市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第107号)の一部を次のように改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(つくばみらい市コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第109号)の一部を次のように改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第105号)の一部を次のように改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附 則


(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

令和2年12月16日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

費用対効果や事務効率化等を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止するため、関係する4条例を一括して改正するものです。

つくばみらい市後期高齢者医療に関する条例(平成20年つくばみらい市条例第9号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
第5条 削除	<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。</p>

つくばみらい市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第107号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
第9条 削除	<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</p>

つくばみらい市コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第109号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
第9条 削除	<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</p>

つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第105号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
第12条 削除	<p>(督促手数料)</p> <p>第12条 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</p>